

医療提供体制に関する意見制度改革要綱（案）

平成17年12月〇日
社会保障審議会医療部会

~~はじめに~~

社会保障審議会医療部会においては、医療提供体制の改革について、「患者の視点に立った、患者のための医療提供体制の改革を基本的な考え方とすべき」
との共通認識のもと、平成16年9月から検討を開始し、平成17年8月に、

それまでの15回の議論を踏まえ、Iに記載する医療及び医療提供体制に関する基本的な考え方を整理するとともに、審議の結果を中間的にとりまとめた。

~~本医療部会においては、中間まとめを基本として、また、関係する検討会の議論も踏まえ、平成17年中の意見のとりまとめを目指し、9月以降引き続き〇回（通算〇〇回）にわたり検討を進めてきたところであるが、これまでの議論を踏まえ、医療提供体制に関する意見を、~~して制度改革等が必要であるものを、~~以下のとおりとりまとめることとする。~~

~~なお、改革の全体像が一覧できるようにする観点から、中間まとめまでの段階に改革の方向性が整理された事項も含めて整理するとともに、法律あるいは省令など、どのレベルでの制度見直しが必要であるかについても参考として付記することとしている。~~

厚生労働省においては、本部会の意見を踏まえ、制度見直しが必要な事項についての法律改正案を次期通常国会に提出する等、改革に早急に取り組み、着実に実施されたい。

I 基本的な考え方

医療は、我が国社会の重要かつ不可欠な資産であり、医療提供体制は、国民の健康を確保するための重要な基盤となっている。

医療は、患者と医療提供者との信頼関係を基本として成り立つものである。患者、国民に対して選択に必要な情報が提供されつつ、診療の場面においては、インフォームドコンセントの理念に基づき、医療を受ける主体である患者本人が求める医療を提供していく、という患者本位の医療を実現していくことが重要である。また、安全で質の高い、よりよい医療の実現に向けて、患者や国民